

規 約

第一条(名称)

本会は『地域主権型道州制国民協議会』(以下本会という)と称する。

第二条(目的)

本会は、変化する世界の情勢や国内情勢に適応し、国益及び世界における日本国の政治的、経済的、文化的地位を維持発展させるために国内の官僚独裁ともいえる中央集権的政治及び行政を廃し、区分した道州住民の主権による、地域に適した身近な政治及び行政を実現することにより、豊かで安心できる日本国をつくることを目的とする。

第三条(本部)

本会の本部は東京都に置く

第四条(組織)

本会は本部の下に次の組織を置く

- 1、市・区を地域範囲とする市支部・区支部を置く。周辺の町村部は、中心となる市支部に入る。
- 2、都道府県を地域範囲とする都道府県支部を置く。
その場合、当該都道府県に含まれる市・区の数の 50%以上に支部が結成された場合、都道府県本部に昇格する。
- 3、全国を 11 のチク(別表)に分け、当該地区に含まれる全ての都道府県に都道府県本部又は都道府県支部が置かれた場合、当該地区を地区本部とする。
- 4、1 項 2 項 3 項の本部・支部の中に学生部、青年部、婦人部を置くことができる。
- 5、本会の中に『地域主権型道州制推進全国議員連盟』を置き、会員の中の各議員により、構成し、第二条の目的達成のため行動する。

第五条(役員)

- 1、本会は次の役員を置く。

会長 1名 理事により互選する。

副会長 若干名 会長の指名により置くことができる。

理事長 1名 会長の指名により決定する。

副理事長 若干名 地区本部長をもってこの任にする。

常任理事 都道府県本部長をもってこの任にする。

理事 都道府県支部長、市・区支部長をもってこの任にする。

幹事 若干名 理事長の指名により運営上の補佐としてその任に当たる。

- 2、地区本部、都道府県本部、支部を代表する役職の名称は、地区本部長、都道府県本部長、都道府県支部長、市区支部長とし、実務の長は幹事長又は事務局長とする。

- 3、本部以外、会長、副会長、理事長、副理事長の名称は使用しないものとする。

各役員任期は2年とし、再任は妨げない

第六条(会議と議決)

- 1、本会の通常の運営は、支部長会で行い、毎月1度会長がこれを召集する。
- 2、総会は年に一度これを行い、会長がこれを召集する。
- 3、1項、2項共に出席数の過半数をもって議決する。

第七条(運営費と会計年度)

- 1、本会の運営は寄付と事業収益により行う。
- 2、本会の会計年度は、4月1日より翌3月31日までとする。
- 3、予算、決算報告は理事会にて行う。

第八条(政治顧問)

- 1、本会は第二条の目的を達成するために、国会議員、各都道府県首長、市区首長を政治顧問として役員推薦により支部長会が承認の上、会長がこれを委嘱する。
- 2、政治顧問は自己の政治信条の中に必ず地域主権型道州制実現を謳うものとする。
- 3、政治顧問会議は必要に応じ、会長が召集し、議長を務めるものとする。

第九条(顧問)

- 1、本会は第二条の目的を達成するためにその目的に賛同する社会的有力者を顧問として役員推薦により支部長会が承認の上、会長がこれを委嘱する。
- 2、顧問は社会に対して本会目的の重要かつ緊急性を啓蒙し、世論の喚起を行うものとし、必要に応じ顧問会議を行う。その召集と議長は会長がこれを行うものとする。

第十条(政治顧問の後援)

本会の会員はその選挙区により、本会政治顧問の後援組織として政治活動の後援をすることによって第二条の目的の達成に資する。

第十一条(全国大会)

本会は毎年一回全国の会員が一堂に集まり、「総決起大会」を開催する。その企画、運営は理事会で行う。

第十二条(事業)

- 1、本会の目的達成のため、全国各地で会長をはじめ、政治顧問、顧問、本会役員等の講演会をできる限り多く開催し、国民の理解を深め、本会目的の実現を図る。
- 2、本会は各都道府県首長、区市首長及び国会、都道府県議会、市区議会の全議員が「地域主権型道州制」に賛成か反対かの政策的立場を明確にし、国民が選挙民としての義務である各議員の政策を理解して各選挙での投票に活かし、又各議員にはその政策や政治信条を明にする義務を

果たすための機会として賛否アンケートを取り続け、ネット等で公表する。

第十三条(組織と役割分担)

組織と役割分担、会議名称等は組織が常に拡大するため、その都度支部長会でこれを定める。

第十四条(付則)

本規約は支部長総数の六割以上の賛成をもって変更できる。